

1. 初動対応

- ・火災発生当日（10月11日（金））及び翌日（12日（土））に職員を現地へ派遣し、福岡市とともに現地調査を実施。
- ・福岡市に対し、これまでの建築確認申請の状況や、定期調査報告の状況等の事実関係を確認。
- ・総務省消防庁とも連携し、火災時の状況等について情報を収集・整理。

2. 現地調査等で明らかになったこと

（1）建築確認の法令違反

- ・建築確認の申請を行わずに増築
- ・建築確認の申請を行わずに増築したことに伴う違反。
 - ①煙感知式に改修すべき防火戸の感知装置を旧式の温度ヒューズ式等のままに放置。
 - ②増築された吹き抜け部分に設置すべき防火戸が未設置。
 - ③窓のない居室が生じ、当該居室に設置すべき排煙設備が未設置。
- ・廊下部分への非常用照明が未設置。

（2）防火設備の状況

- ・被害の拡大につながったと考えられる防火戸の状況は、
 - ①1、2階部分について、温度ヒューズ式防火戸及び熱又は煙感知式（どちらかは不明）防火戸が設置されていた。
 - ・温度ヒューズ式防火戸は全てヒューズが溶けていたが扉は閉鎖していなかった。
 - ・熱又は煙感知式防火戸についても閉鎖していなかった。
 - ②3階部分について、常時閉鎖防火戸及び熱又は煙感知式（どちらかは不明）防火戸が設置されていた。
 - ・常時閉鎖防火戸の火災時の閉鎖状況は不明。
 - ・熱又は煙感知式防火戸は閉鎖していなかった。
 - ③4階部分について、常時閉鎖防火戸が設置されていたが、扉は紐で縛られ、閉まらないようにされていた。

※防火戸が閉鎖していなかった原因は現在調査中であるが、扉の開閉機構に不具合があったことなどが可能性として考えられる。

(3) 定期調査報告の状況

- ・ 建築基準法では、病院、診療所、ホテルなどの特殊建築物等のうち特定行政庁が規模等を定めて指定するものの所有者等は、定期に当該建築物について建築士等の資格者に調査させ、特定行政庁に報告しなければならない。
- ・ **福岡市では診療所を報告の対象として指定していなかった**ため、今回火災のあった建物は報告の対象外。
- ・ 国土交通省では、昭和59年に定期調査報告の規模等の指定方針を示し、今回火災のあった診療所の用途については「地階又は3階以上の階を診療所とするもの」又は「診療所の部分の面積が300㎡以上のもの」としている。
※火災のあった建物は診療所部分の面積が約400㎡あり、**国土交通省が示した方針では定期調査報告の対象に該当。**

3. 緊急点検

- ・ 現地調査等を踏まえ、10月15日付けで全国特定行政庁に対し、緊急点検を実施するよう通知。

<点検対象>

病院及び診療所（患者の収容施設があるもの。）で、次のいずれかに該当するもの。

- ・ 地階又は3階以上の階を病院又は診療所の用途に供するもの
- ・ 病院又は診療所の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの

※上記は昭和59年に国土交通省が示した定期調査の規模等の指定方針に基づくもの

<点検事項>

- ① 無届による増改築の有無及び無届による増改築があった場合の当該部分の建築基準法令への適合状況
- ② 防火戸等の状況（管理の状況含む。）

→**緊急点検により是正が必要な事項が認められた場合は、速やかに特定行政庁において是正指導等を実施。**

4. 今後の対応

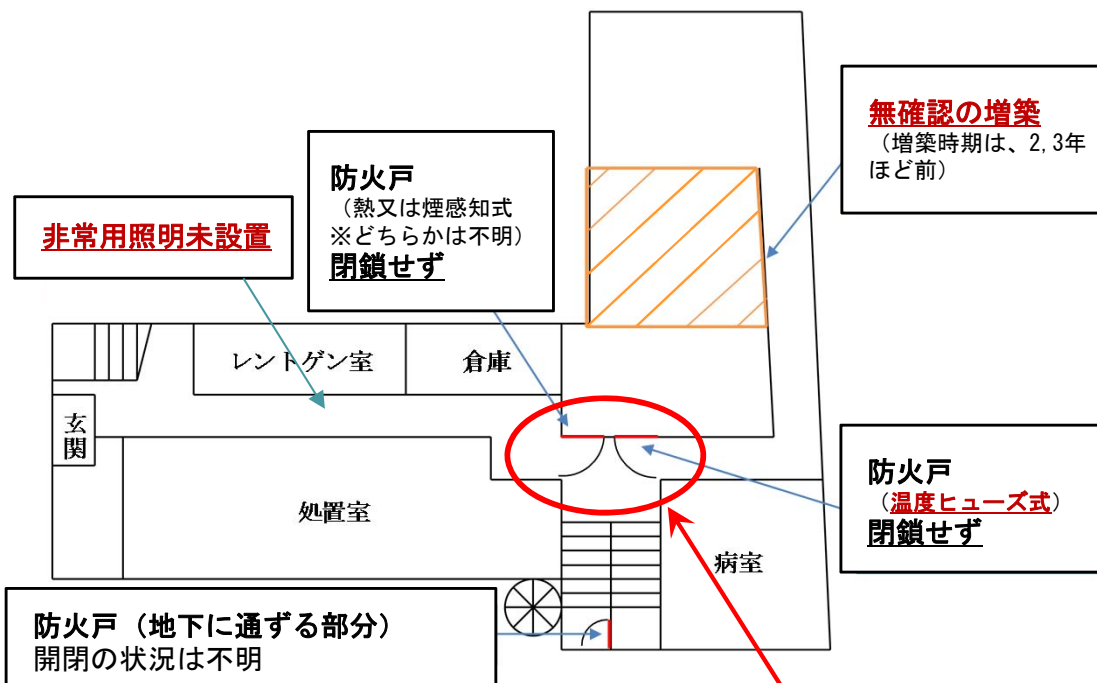
- ・ 今後原因究明等を進め更なる対応が必要となった場合には、引き続き総務省消防庁や厚生労働省とも連携して対応。

<今後検討が考えられる事項>

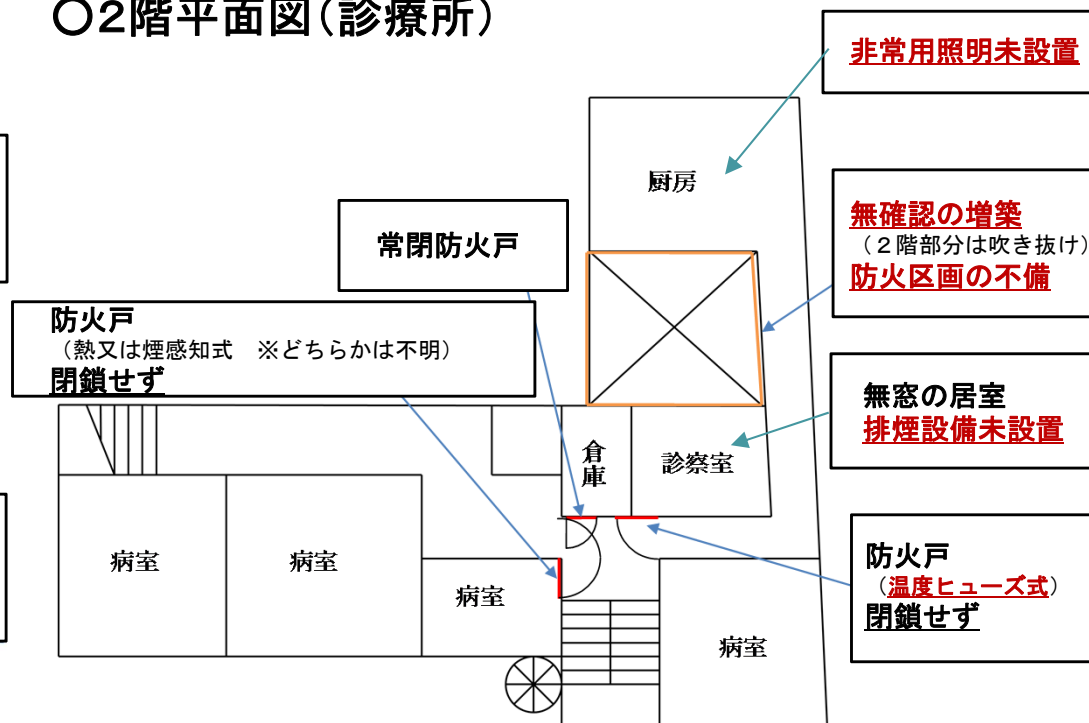
- ① 防火設備の適切な維持保全のあり方
- ② 必要な建物が適切に点検されるための定期報告対象の指定のあり方
- ③ その他関係部局間における連携のあり方など火災被害の防止に関する事項

※赤字下線部は違反に係る事項

○1階平面図(診療所)



○2階平面図(診療所)

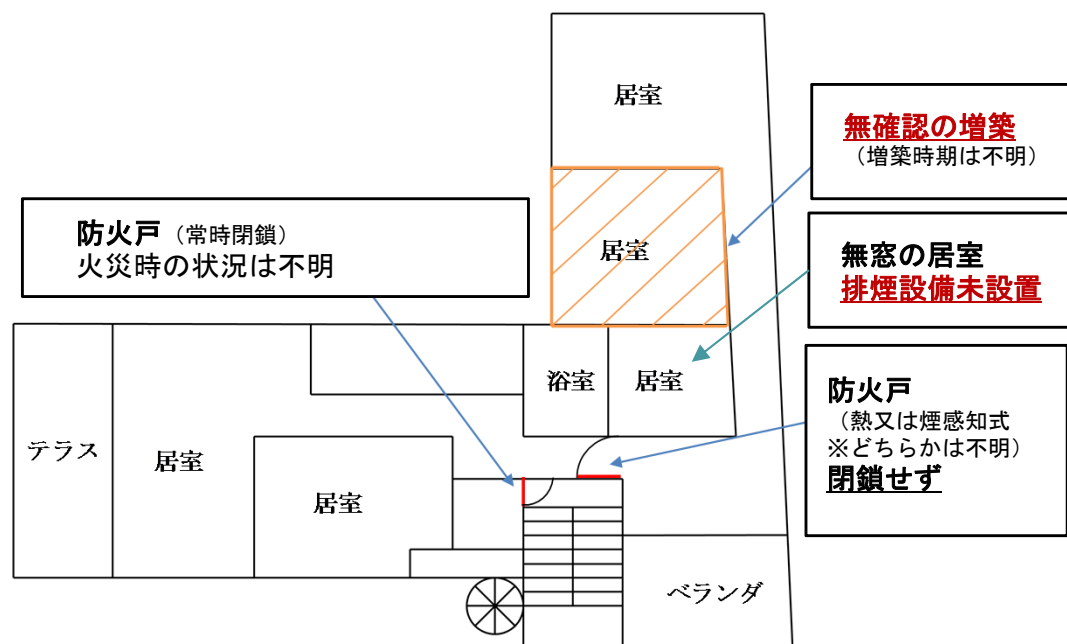


1階階段室の防火戸

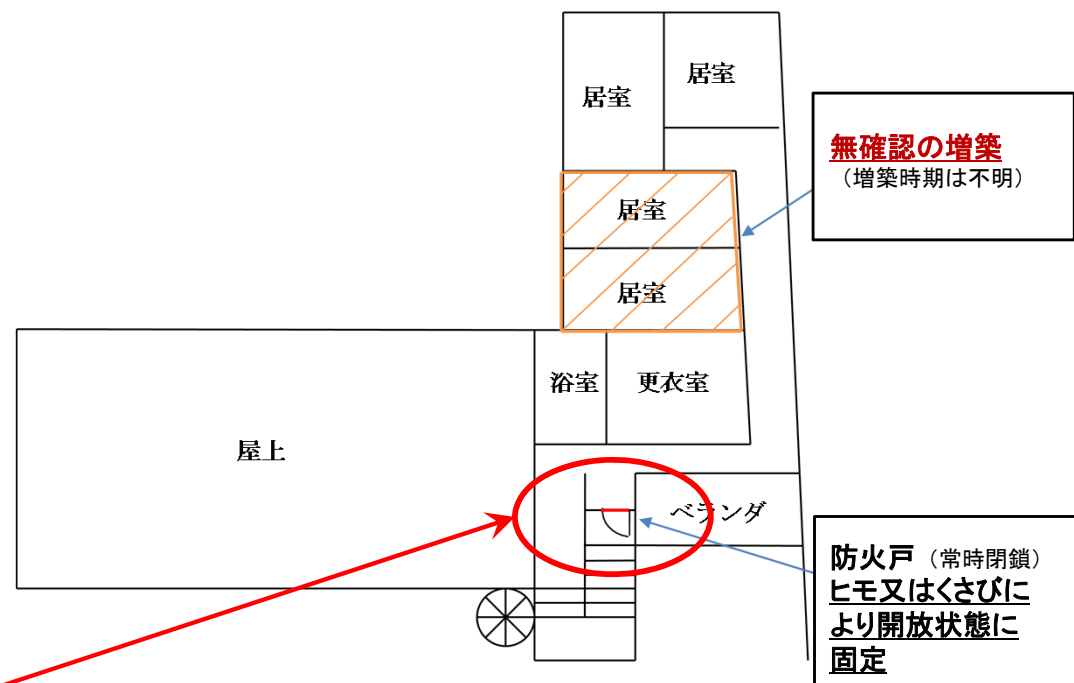


※赤字下線部は違反に係る事項

○3階平面図(住居部分)



○4階平面図(実態として寮となっていた階)



4階防火戸

